



8. 家畜の病気の早期発見と早期治療

- ・ 日常の家畜の健康管理に努める
- ・ 病気の早期発見と早期治療
- ・ 伝染病の発生予防と蔓延防止

9. 過密状態で飼育しない

- ・ 適正密度で飼養し、家畜にストレスを与えず、病気にかかりにくい衛生管理
- ・ 畜舎の温度、湿度、換気に注意



10. 家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知識の習得

- ・ 所有者自ら進んで、発生予防に関する知識の取得に努める
- ・ 分からないことがあれば家畜保健衛生所に相談



この基準を遵守せず、都道府県知事の勧告に従わない場合、30万円以下の罰金が科されることがあります。